

環境騒音測定結果(R6年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00～22:00)				夜間(22:00～6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
壬生川新居浜野田線 (172) R7.2.3～R7.2.4	69	61	A類型	0	0	—	172	100	0	—	172	100
			B・C類型	111	111	100			111	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	61	61	100			61	100		
新居浜別子山線 (480) R7.1.23～R7.1.24	63	55	A類型	35	35	100	480	100	35	100	480	100
			B・C類型	257	257	100			257	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	188	188	100			188	100		
国領高木線 (262) R7.1.23～R7.1.24	67	59	A類型	0	0	—	262	100	0	—	262	100
			B・C類型	131	131	100			131	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	131	131	100			131	100		
新居浜停車場線 (80) R7.1.23～R7.1.24	67	59	A類型	0	0	—	80	100	0	—	80	100
			B・C類型	37	37	100			37	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	43	43	100			43	100		
新居浜東港線 (576) R7.1.23～R7.1.24	66	60	A類型	115	115	100	576	100	115	100	576	100
			B・C類型	242	242	100			242	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	219	219	100			219	100		

【幹線交通を担う道路とは】

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする¹ 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する

- (1) 高速自動車国道 (2) 一般国道
(3) 都道府県道 (4) 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)

² 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車

道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下